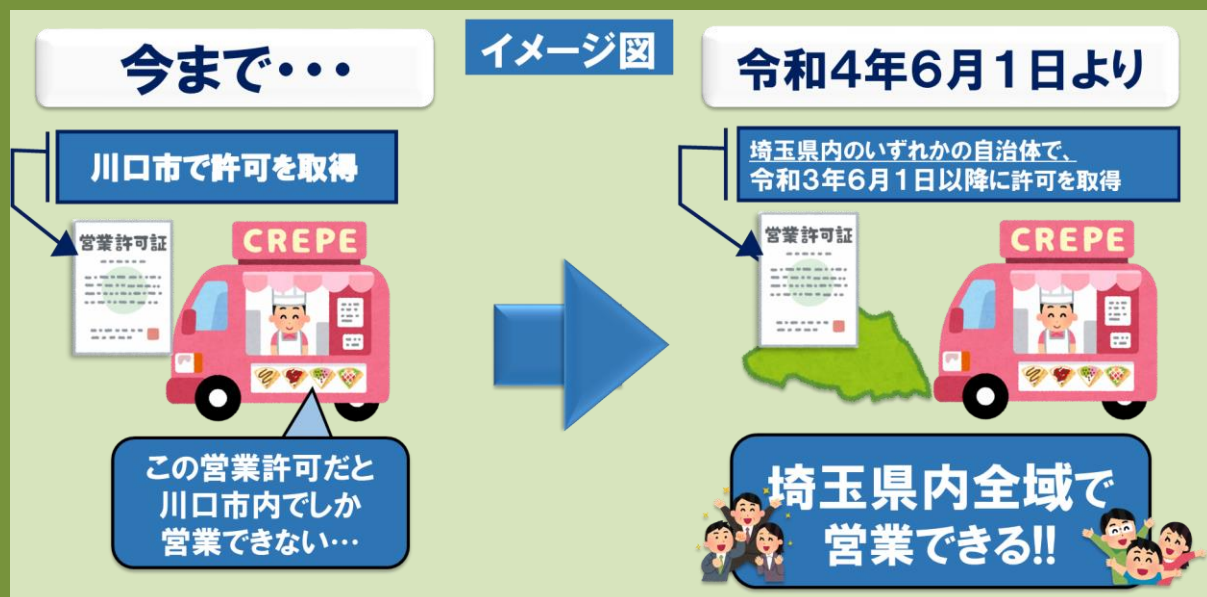


キッチンカーの営業区域が広がりました

埼玉県及び県内政令中核市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）での申合せにより、令和4年6月1日からは県内全域での営業ができるようになりました。

これまで、キッチンカー（自動車営業）が県内全域の営業をしようとする場合、県及び県内政令中核市でそれぞれの地域の許可を受ける必要がありました。

そこで、県及び県内政令中核市で申合せを行い、令和3年6月1日以降に県内いずれかの自治体で許可を受けたキッチンカーについては、令和4年6月1日から県内全域で営業ができることとなりました。



令和3年5月31日までに取得した許可をお持ちの方

改正食品衛生法の許可を受けた営業車が対象となるため、令和3年5月31日以前に許可を受けている営業車の営業範囲はこれまでどおりです。

新たに県及び各政令中核市の管轄区域をまたいで営業しようとする方は、改正法による許可を取得してください。



川口市保健所食品衛生課食品衛生係

所在地：川口市前川1-11-1 電話：048-423-7889